

受験資格に関するQ & A

Q 1. 職務経験が「平成 29 年 3 月 31 日までに 3 年以上」とは、どのような場合が該当するのですか。

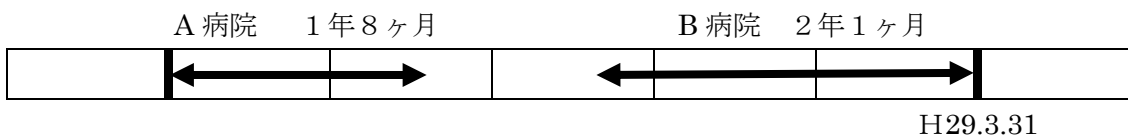
A 1. 通算できる職務経験の例は、下記のとおりです。

(例 1)

○A病院での在籍期間 1 年 8 ヶ月、B病院での在籍期間 2 年 1 ヶ月

○両病院とも、週 29 時間以上の勤務である

○傷病休暇などによる 1 ヶ月以上の休業期間はない



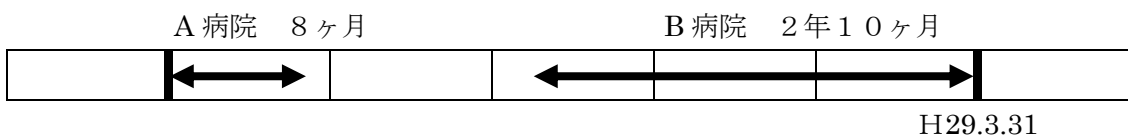
⇒通算して 3 年 9 ヶ月となるので、「3 年以上」の要件を満たします。

(例 2)

○A病院での在籍期間 8 ヶ月、B病院での在籍期間 2 年 10 ヶ月

○両病院とも、週 29 時間以上の勤務である

○傷病休暇などによる 1 ヶ月以上の休業期間はない



⇒A病院の在籍期間は 8 ヶ月で、1 年未満のため通算することができません。

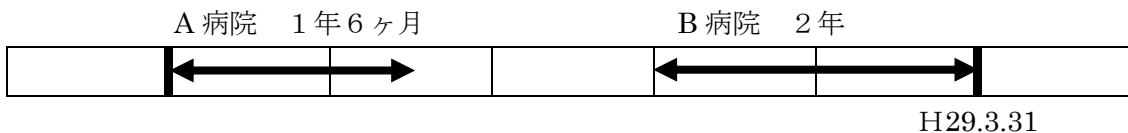
⇒B病院の 2 年 10 ヶ月のみとなるので、「3 年以上」の要件を満たしません。

(例 3)

○A病院での在籍期間 1 年 6 ヶ月、B病院での在籍期間 2 年

○両病院とも、週 29 時間以上の勤務である

○B病院において、育児休業を 1 年 6 ヶ月取得（労働基準法第 65 条に基づく産前・産後休業は除く）



⇒B病院の育児休業期間は職務経験期間から除かれます。

⇒B病院の職務経験期間は 6 ヶ月となり、1 年未満のため通算することができません。

⇒A病院の 1 年 6 ヶ月のみとなるので、「3 年以上」の要件を満たしません。

Q 2. 平成24年10月1日から平成25年9月10日まで働いていました。1年以上継続して働いたとみなして職務経験期間に算入することができますか（週29時間以上の勤務）。

A 2. この場合、平成25年9月1日から平成25年9月10日までの期間は1ヶ月未満なので切り捨てとなります。職務経験期間は平成24年10月1日から平成25年8月末日までの11ヶ月間となり、1年以上継続して勤務したとはみなせず、職務経験期間に算入することはできません。

Q 3. 平成24年10月20日から平成28年3月10日【A期間】まで働いていましたが、平成25年5月15日から同年8月31日【B期間】まで傷病休暇を取得しました。職務経験期間は何年何か月となりますか（週29時間以上の勤務）。

A 3. A期間は、平成24年10月20日から平成28年3月10日までの3年4ヶ月となります。最後の2月20日から3月10日までは1ヶ月未満のため切り捨てます。一方、B期間は3ヶ月なので（同じく1ヶ月未満切り捨て）、職務経験期間は差し引き3年1ヶ月となります。

Q 4. 会社が倒産等によりなくなっており、合格したとしても職歴証明書の提出ができません。どのように職歴の証明をすればいいですか。

A 4. 年金加入記録の証明、その他職歴が確認できる書類で代えることができます。ただし、証明できないことにより職務経験期間を確認できない場合は、合格を取り消します。

Q 5. 派遣社員ですが、同じ派遣元から半年ごとに別の会社に派遣されていました。この場合、派遣元が同じ会社なので職務経験に通算することができますか。

A 5. 同一事業所（派遣先）での勤務期間は半年となり、1年未満となりますので、通算することはできません。

Q 6. 就業規則では週29時間未満の勤務でしたが、残業等も含めると週29時間以上働いていました。職務経験として認められますか。

A 6. 職務経験要件を満たしているかどうかは、最終的には、最終合格後に提出していただく職歴証明書を確認のうえ判定させていただきます。なお、職歴証明書において受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消しますのでご注意ください。

Q 7. 同じ会社等でアルバイトから正社員に雇用形態が変わった場合の職務経験の取扱いはどうなりますか。

A 7. 週29時間以上の勤務であって、同じ会社等に1年以上継続して勤務をしていれば、通算できます。